

よくある質問（後継者育成支援事業補助金）

Q 「事業承継から3年以内の後継者」との記載がありますが、具体的にどの時点から3年以内なのでしょうか。

A 事業承継とは、「人（経営権）」、「資産（株式・資産）」、「知的資産」という3つの要素の承継が行われることです。

このため、これら全ての要素を承継した日を起算日として、事業承継から3年以内かを判断します。

それぞれの要素がいつ承継されたかについては、以下の資料を基に確認します。

【経営権】 開廃業届、法人登記の代表就任日

【株式・資産】 譲渡契約書の締結日、株主名簿の変更日

【知的資産】 上記の資料や申請書の内容その他参考となる資料を踏まえて判断

Q 後継候補者が複数人いる場合でも申請は可能ですか。

A 複数の後継候補者が存在する場合でも申請は可能です。

ただし、後継候補者が複数存在する場合でも、複数人分の研修費の申請や、本補助金の複数回の申請をすることはできません。